

## 請願文書表

受理番号	請願第 1 号
受理年月日	平成 2 7 年 8 月 2 0 日
請願者の住所、氏名	草津甲賀民主商工会婦人部 部長 木下 智津子 住所 栗東市川辺 4 2 4 - 2
請願件名	国に対し「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」の提出を 求める請願書
請願要旨	所得税の確定申告における事業所得の取扱いでは、青色申告でない白色申告の場合の専従者控除は、配偶者の場合で 86 万円 の上限が定められている。しかし、2014 年 1 月に全ての事業者 に記帳が義務づけられたことで、記帳義務強化のための所得税法第 56 条の根拠はなくなっており、所得税法第 56 条の廃止を 求める意見書を政府に提出して頂きたい。
紹介議員	野並享子、太田健一、東郷正明
付託委員会	総務常任委員会

## 請 願 内 容

### 【請願理由】

所得税法第56条制定時から60年以上が経過した現在、会計知識の向上、パソコン会計の普及などで青色申告と白色申告との間に実質的な差異はなくなっており、2014年1月に全ての事業者に記帳が義務付けられたことで、記帳義務強化のための差別条項である56条存立の根拠もすでになくなっています。

世界の主要国では、青色・白色の区別なく家族従業者の給料を経費とするのは当然のことであり、日本の56条は、国連・女性差別撤廃委員会でも問題だと指摘されました。全国では約400自治体が「働き分を認めない所得税法第56条は人権侵害」だとして、国に意見書を上げています。

野洲市でも一刻も早く「56条廃止を求める意見書」を国に提出して頂くよう、よろしくお願い致します。